

# 令和4年度の公共工事等入札・契約制度改善

## 1 建設産業の担い手確保・育成

### ○ 若手技術者の育成

- ・ 若手技術者育成型入札に「受注者希望型」を導入し、入札参加資格を加点
- ・ 配置予定技術者を評価対象としない「簡易型Ⅲ」の新設とそれに伴う総合評価落札方式（簡易型）の運用見直し
- ・ 若手技術者育成型工事、週休二日工事で成績優秀な工事を「働き方改革部門（新規）」として表彰

### ○ 建設キャリアアップシステムの活用推進

- ・ 技能者が有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備するため建設キャリアアップシステム活用工事試行要領を制定
- ・ 総合評価落札方式で上記工事の入札時に活用申請する応札者を加点評価
- ・ 工事成績で加点評価（「創意工夫」項目での加点）

### ○ 週休2日工事の普及促進

- ・ 週休2日推進工事の対象拡大（実働日数30日以下の工事も対象）
- ・ 総合評価落札方式の「週休2日推進工事実績」評価基準の見直し
- ・ 週休2日の達成状況に応じて工事成績を加点（「各種取組による加点」→「創意工夫」項目での加点）

## 2 公正な競争の促進

### ○ 低入札価格調査制度の強化

- ・ 公契約条例の施行を機に、下請へのしわ寄せ等を排除するため、土木工事を対象に低入札価格調査制度を強化
  - 低入札価格調査対象額を、現行の5,000万円以上から1億円以上に変更。（総合評価落札方式を除く）
  - 補助技術者の増員（専任1名→専任2名）
  - 低入札価格調査の提出調書を増加
  - 調査区分の分類条件を下記のとおり見直し
    - 標準調査：入札額調査基準価格の99%以上
    - 重点調査：標準調査以外
  - 失格となる額の算定に用いる係数を現在の80%から国土交通省の特別重点調査対象案件の算出係数に変更。

### 3 地元業者の健全な発展

- **制限付き一般競争入札における入札参加想定業者数の見直し(交通基盤部 試行、経済産業部でも同様に試行検討中)**
  - ・ 地域の実情に応じた設定ができるように概ね 20 者を原則とするが、以下の場合は最低 5 者以上であれば、概ね 20 者にかかわらずに設定できるものとする
    - (1) 過疎地域及び振興山村地域における施工の場合、かつ
    - (2) 地域要件の最小単位で 20 者に満たない場合
- **小規模修繕等維持管理業務受託者へのインセンティブ付与**
  - ・ 小規模修繕等維持管理業務受託者に建設工事入札参加資格申請時に加点
  - ・ 小規模修繕等維持管理業務の表彰制度を改善(単独部門として表彰)

### 4 不調・不落対策

- **発注者・委託業務受託者と建設事業者の三者協議方式の導入**
  - ・ 設計委託成果品と現場状況の不整合による不調・不落発生防止のため、建設業界団体(建設業協会・施工管理技士会)と発注者による事前確認の実施
- **現場代理人の兼任要件の拡大(R3 交通基盤部距離要件拡大試行中)**
  - ・ 金額にかかわらず 3 件まで兼務を認め、距離要件を同一の発注機関の管轄区域内または工事現場間の直線距離 20 km 以内に拡大
- **工事着手日選択型工事の対象拡大(R3 交通基盤部試行中)**
  - ・ 主任技術者の専任を要しない請負金額 3,500 万円未満の工事を対象に追加

### 5 公共工事の効率的な執行

- **総合評価落札方式の見直し**
  - ・ 工事難易度により適切なタイプを選定することで、効果的かつ効率的な執行
- **本庁検査対象金額引き上げ(交通基盤部の土木工事)**
  - ・ 検査の平準化・効率化、技術者の効率的な配置のため、事務所の土木工事検査対象額の引上げ(6,000 万円以上の工事及び低入札工事→1 億円以上の工事及び低入札工事)
  - ・ 小規模工事対象金額の引上げ(2,000 万円→3,500 万円)
  - ・ 土木系設計等業務委託(2,000 万円以上)及び低入札の設計等業務委託を本庁検査対象
- **遠隔臨場の拡大**
  - ・ 建設現場における受発注者の業務効率化のため、遠隔臨場の対象工事を拡大
- **情報共有システムの拡大**
  - ・ 工事施工中の受発注者の業務効率化のため、情報共有システムの活用を拡大
- **災害時発注マニュアルの策定**
  - ・ 災害時に公共工事を効率的に発注できるようにマニュアルを策定

## 令和4年度実施方針（建設工事）

- 制限付き一般競争入札
  - ・ 予定価格 1,000 万円以上原則実施
- 総合評価落札方式
  - ・ 予定価格 5,000 万円以上原則実施（緊急工事等の特別の理由がある場合を除く）
  - ・ 予定価格 5,000 万円未満は、技術的な工夫の余地のあるもの及び市場単価のみで積算する区画線工など、総合評価落札方式を適用する必要性のあるもので実施可能（この場合、予定価格が 250～1,000 万円であっても、**制限付一般競争入札**で執行）

### 令和4年度実施方針(建設工事)

制限付き一般競争入札		総合評価落札方式	
5,000 万円	<b>原則実施</b>	<b>原則実施</b>	5,000 万円
1,000 万円		必要に応じて実施	250 万円

\*\*\*\*\*

## 令和4年度実施方針（建設関連業務委託）

- 制限付き一般競争入札
  - ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて、予定価格 500 万円以上は原則実施
- 総合評価落札方式
  - ・ 建設コンサルタント、地質調査業務について、予定価格 1,000 万円以上は原則実施
  - ・ 測量業務について、技術的工夫の余地のある業務（航空レーザ測量及び空中写真測量）で、予定価格 1,000 万円以上は原則実施

### 令和4年度実施方針(建設関連業務委託)

測量・用補		建設コンサルタント・地質調査	
1,000 万円	<b>原則実施</b>	<b>原則実施</b>	1,000 万円
500 万円		必要に応じて実施	
100 万円	指名競争	指名競争	100 万円